

岩手県看護協会リソースナース登録・活用システム 運営要領

1. 目的

高い専門性を有する看護職員の活用と人材ネットワークを推進することで、地域の人々の健康づくりや看護の質向上に貢献する。

2. リソースナースの定義

本システムにおけるリソースナースとは、専門看護師・認定看護師・認定看護管理者及び、特定行為研修修了者、アドバンス助産師のことをいう。

3. 登録・活用システム

公益社団法人岩手県看護協会（以下看護協会とする）が、リソースナースの活用に必要な事項について情報公開することにより、リソースナースとリソースナースの派遣を希望する施設との間をつなぎ、県全体の看護の質向上を促進する。

4. リソースナースの活動内容

- (1) 研修会及び演習等における講師
- (2) 看護ケアに関する専門的相談への対応
- (3) 施設におけるチーム活動やラウンドへの参加、実施指導
- (4) その他、地域への支援活動（訪問看護に同行して処置を共に行う 等）

5. 登録

(1) 新規登録

登録者は岩手県看護協会会員とする。リソースナースとしての登録を希望する者は、施設長・看護管理者の了承を得て申請書（様式1）に必要事項を記入し看護協会に提出する。（所属がない場合、施設長のサインは不要）

(2) 登録の更新・変更・中止

- ・ 登録者は、「登録申請書」の内容に変更が生じた場合、「登録申請内容変更届」（様式2）を岩手県看護協会へ提出する。
- ・ 登録中止を希望する場合は、「登録取消届」（様式3）を提出する。
- ・ 看護協会は、毎年10月、看護管理者を通してリソースナースとしての登録継続について意思確認を行う。

(3) 登録事項の取り扱い

登録事項は、看護協会のホームページにより公開する。「登録取消届」が提出された場合は、ホームページの公開から削除する。

登録届・登録取消届等、提出された書類は返却しない。

6. リソースナースの派遣依頼から実施までの手順

- (1) リソースナース派遣を希望する施設（以下依頼施設とする）は、岩手県看護協会ホームページ「リソースナース登録者一覧」で確認し、講師等の選定を行う。
- (2) 依頼施設（または個人）は、希望するリソースナースやその所属施設に連絡し、依頼内容（研修テーマや内容、日程や時間、実施場所 等）について了承を得る。
- (3) 講師への謝礼は、原則として依頼施設が負担する。謝金額は依頼施設の基準に準ずるが、双

方の合意で決定する。

- (4) 依頼施設は、リソースナースが所属する施設の長及びリソースナース宛の依頼文書を送付する。

7. その他

- (1) 個人情報の保護

本システムにおける個人情報の取得はリソースナースの活用を目的とし、その目的以外で利用する場合は、当事者に対し事前に同意を得る。

- (2) 本システムの評価

看護協会は毎年10月の登録更新時、登録者の1年間の活動回数・内容を把握して本システムの評価を行う。

附則 この要領は令和5年 11月 10日より施行する。